

指定製品制度の検討状況について

2017年06月20日

一般社団法人 日本冷凍空調工業会

1. 高圧ガス保安法の規制改正（規制緩和）について

1) 2016年11月1日：

・ 僅かに燃焼性を有する代替冷媒候補の R32、R1234yf、R1234ze の 3 冷媒を不活性ガスに位置付け。

【特定不活性ガス】

2) 2016年3月9日：第10回産業構造審議会保安分科会高圧ガス小委員会

・ 『高圧ガス保安のスマート化について』にて，【特定不活性ガス】に対して，

冷凍則での安全基準（i：滞留しない構造 ii：検知警報設備の設置）が示された。

・ 「その他製造」については，安全性を確保するために，上記2つの技術上の基準の措置を講じること，若しくは2つの技術上の基準に限定するのではなく，日本冷凍空調工業会（以後 日冷工）の規格を活用し機器に応じた適切な措置を講じることとされた。

3) 2016年9月26日：

日冷工規格である JRA GL-20【特定不活性ガスを使用した冷媒設備の冷媒ガスが漏えいした時の燃焼を防止するための適切な措置】を策定。

今後，経済産業省にて推進しているファストトラック制度（スマート化の一つ）を活用し，

例示基準相当の業界基準として承認頂けるように，高圧ガス保安協会への申請の手続きを行う準備中。

2. 指定製品制度の検討状況

2016年12月14日に開催されたフロン類等対策WGの資料『指定製品の対象に関するフォローアップ』の総論では，“業務用エアコンディショナーについて，「法定冷凍能力が3冷凍トン以上のもの」

「ビル用マルチエアコンディショナー」「ターボ冷凍機」に関しては，高圧ガス保安法令の規則改正を踏まえて，指定製品化に向けた検討を行う。”との記載があり，これを受け，日冷工にて行っている指定製品化の対応を検討中である。

1) 「法定冷凍能力が3冷凍トン以上のもの」

対象製品である店舗・オフィス用エアコンディショナーの3冷凍トン以上のものについては，冷媒充填量を限定した上で，床置き形では漏洩した冷媒を検知しその冷媒を攪拌する機能を付加することで，ほとんどの機器では安全対策が機器側で可能となることから，

指定製品化は可能であると考えられる。（現在もある，特殊仕様など一部適用除外は継続）

なお，目標年度は，対象製品の機種群が多いので開発・製造・量産化体制等を作り上げるため少なくとも5年程度の期間は必要である。

2) 「ビル用マルチエアコンディショナー」

複数台の室内機を個別発停するビル用マルチエアコンディショナーは冷媒充填量が多いことから，その安全対策には機器側だけでなく施設側にも必要な場合もあり，市場にて確実に安全対策が取られるように，冷凍能力で分けるのではなく，従来通り製品区分のビル用マルチエアコンディショナーとして指定製品化されることが望ましい。

また，JRA GL-20が例示基準相当として承認されれば，高圧ガス保安協会にて公表され運用が始まる。

この例示基準化の動きに合わせて，安全にご使用いただくために当該機器を据え付ける又は使用される方々への説明とご理解を頂く期間が必要であり，その後指定製品化に向けた検討が望ましい。

3) 「ターボ冷凍機」

市場には高圧用と低圧用の代替冷媒があり，既に製品化しているメーカーもあること，

高圧ガス保安法でも規制緩和がなされ安全基準の法改正も完了していることから，

指定製品化は可能であると考えられる。

なお，目標年度は，大型製品で受注生産でもあることから，開発・製造及び建設・設備計画や受注から納入までの時期を考慮した少なくとも5年程度の期間は必要である。